

ゼンショウの「中古戸建住宅診断」

2018年より
重説等で
義務化
されます

(既存住宅状況調査)

ホームインスペクション

建物に精通したホームインスペクターが専門家の見地から
ご依頼者のご希望物件について、**ホームインスペクション**
(専門的な既存住宅状況調査)を行うものです。

※ 消費税は、調査日時点の消費税率に基づいてご精算とさせていただきます。

※ 都内以外の地域の場合、別途交通費・出張費がかかります。

※ 以下の場合、別途ご相談とさせていただきます。

『建築中』『延床面積 125㎡以上』『地上、地下合わせ4階超』

『2世帯住宅や全部・一部賃貸住宅』『店舗併用住宅』

『特定のトラブルがある』

中古戸建の
付加価値を
高める

(耐震基準適合証明書 発行可)

木造耐震診断

住宅ローン減税

極めてまれな大規模地震に対して、現行の規定で建てられた
建物の倒壊の可能性について、建物の状況を調査した上で
計算を行い、耐震性をお知らせします。

適合証明書の発行

■ 対象物件… 構造が「木造」または「ツーバイフォー (2×4)」で
「3階建てまで」の建物、階高 3m 以内、延べ床面積 500㎡ 以内

※ 資料の種類や有無により、耐震診断の項目、内容、費用が変わって
きます。また、状況によってはお引き受けする事が出来ない場合もあり
ますので、予めご確認の上お申込み下さい。

【フラット35】【フラット35S】

適合証明審査・発行

新耐震の場合

建築確認日が **昭和56年6月1日以降**

審査・適合証明書の発行

旧耐震の場合

建築確認日が **昭和56年6月1日以前**

審査・適合証明書の発行

審査を行う建物に「検査済み証」がない場合でも、適合証明審査は可能です。ただし、金融機関の審査時に、不適合と審査されることがあります。なお、旧耐震に該当する建物は、図面による耐震基準の審査が必要となります。

※ フラット対象外建物…『建築後2年以内の建物で、過去に人が居住したことがない住宅』『建築確認日が昭和56年5月31日以前で耐震診断が未実施の住宅』『敷地が一般の道路に2m以上接していない住宅』『炊事室(台所)、トイレ、浴室(浴槽設置)のいずれかがない住宅』『床面積の半分以上を住宅以外の用途に使用する住宅』『一戸建てにおいて床面積(駐車場スペースを除く)が70㎡未満の住宅』

株式会社ゼンショウ

【東京都知事(4)第79292号】 〒166-0011 東京都杉並区梅里1-10-4 ゼンショウビル1F

営業時間：午前10時～午後7時 / 定休日：水曜日、第1・3火曜日

TEL. 03-5377-9350

FAX. 03-5377-9334